

関東森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を締結したので、森林法第10条の17第1項の規定に基づき次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和6年9月17日

関東森林管理局長

- 1 協定の名称 小笠原諸島母島南崎地域公益的機能維持増進協定
- 2 協定区域 東京都小笠原村母島字南崎
- 3 協定の有効期間 自 令和7年4月1日
至 令和14年3月31日
- 4 森林施業の種類 外来樹種駆除
- 5 縦覧場所 関東森林管理局及び小笠原総合事務所
- 7 縦覧期間 自 令和6年9月18日（水）
至 令和6年10月2日（水）

小笠原諸島母島南崎公益的機的機能維持增進協定箇所位置図



小笠原諸島母島南崎地域公益的機能維持増進協定箇所 基本図挿入図

